

本部会における医療的ケア児の捉え方について

1 児童福祉法の定義（第2回会議の資料4と同じ）

「人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児」（児童福祉法第56条の6第2項）

2 「障害児」の定義（児童福祉法）（第2回会議の資料4と同じ）

児童福祉法第4条第2項で、「この法律で障害児とは、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童をいう。」と規定している。

※ なお、児童とは、満18歳に満たない者である。

⇒ 障害者等の定義は、個別法により異なることから、厳密に定義することは困難。

3 「日常生活を営むために医療を要する状態」の定義（第2回会議の資料4と同じ）

厚生労働省の資料によると、「経管栄養、気管切開、人工呼吸器等が必要な児童」を医療的ケア児としている。

⇒ 必ずしも明確に定義されているわけではない。

4 本部会としての捉え方（案）

医療的ケア児を、障がい児施策の対象になるかどうかを問わず、「日常生活を営む上で医療的ケアを必要とする子ども」と広く捉え、議論を進めていく。